［略］
リスク管理債権残高
不良債権関連指標
破産更生等債権額
（部分直接償却）
危険債権額
三月以上延滞債権額
貸出条件緩和債権額
（連結）
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
（別表２）　［略］

［同左］
リスク管理債権残高
不良債権関連指標
破綻先債権額
（部分直接償却）
延滞債権額
３ヵ月以上延滞債権額
貸出条件緩和債権額
（連結）
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
（別表２）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和四年三月三十一日から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百十四条第一項第五号ロ及びハの規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第百十五条第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第二号及び別紙様式第六号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表（労働金庫法第四十一条第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5　新規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。